

平成25年双葉町議会第2回定例会行政報告

平成25年第2回双葉町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございました。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から2年3か月が経過致しました。

原子力災害は、今もなお新たな課題が発生しており、未だ収束には至っておりません。

6月19日現在、福島県内には、3,785人、福島県外には、3,129人の町民のみなさんが、全国40都道府県に分かれて、未だに避難を強いられ、不安で、不自由な日常生活を送られております。町民のみなさんが、一日も早く安心して暮らしていけるよう業務に取り組んでいるところであります。

3月定例会以降の行政経過についてご報告致します。

建築中でありました、役場いわき事務所が、関係者各位のご理解とご協力によりまして、無事竣工に至り、去る6月17日には、福島県知事、国会議員、県議会議員、関係各機関、さらには、町関係では、議員のみなさん、行政区長のみなさん、など多くの関係者の方のご出席を頂き、開所式を実施致しました。今後、このいわき事務所を双葉町の復旧・復興の拠点として、郡山支所及び埼玉支所の一事務所、2支所の体制で業務に当たって行くとともに、福島県や双葉地方の他の町村との連携もより緊密に行えるものと考えております。さらに、職員一同、より一層行政サービスの向上に努めるとともに、業務に励んでいく所存でありますので、議員の皆様におかれましては、ご協力、ご指導を改めてお願いしたいと思っております。

4月13日は、いわき市のホテルにおきまして、双葉町の児童生徒であることの自覚と郷土を愛する心を育てることを目的として、「双葉町立小・中学校児童生徒の卒業並びに入学を祝う会」が開催されました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国に避難され、毎日辛い思いで避難生活を強いられている中、小学1年生が13名、中学1年生が21名、中学校卒業生23名の57名が出席されました。児童生徒の作文発表やゲストによるトークショーなどが行われ、楽しい時間を過ごしました。

甲状腺検査の実施につきましては、本町では全国に避難されている39歳以下の町民を対象として、全国組織の医療機関に検査を委託しております。その実施可能な医療機関で昨年12月から実施し、523名の方が検査を受けられました。

福島県内における甲状腺検査については、実施可能な医療機関が少ないことから、本年5月15日、ひらた中央病院と甲状腺検査の協定を締結いたしました。今後も実施可能な医療機関を増やすとともに受検しやすく安心できる環境整備に努めてまいります。

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査についてであります。昨年8月から旧騎西高校で実施している検査で、797名の方が受検されました。現在、いわき事務所で受検が可能となるようホールボディカウンター設置の準備を進めております。

帰還困難区域内等への公益立入及び一時帰宅に伴う、立入制限区域への連絡道路等の確保のため、町道9路線32か所の応急補修工事を実施しております。

また、降雨や強風等の影響による倒木等、一般町道等の路面確認のため、4月12日及び5月29日にパトロールを実施する等、定期的な巡回を行い、立入バス、自家用車等通行車両の安全の確保に努めております。

また、いわき事務所開設に伴い、国県道等関係機関からご協力を頂き道路案内標識を13か所設置し、利便性の確保を図っております。

住民の一時帰宅は、本年4月下旬から8回目を開始しております。今年度からは特定の月を除いて概ね月に1回の立ち入りとなり、月曜日と火曜日を除いて立ち入られる方が都合の良い日を選べるようご案内を行っております。

実施主体の原子力災害対策本部の事業計画に基づき、最初の4月から5月の間では1回とさせて頂きましたが、6月からは、毎月1回の立ち入りを実施するための案内及び受付を従来と同様に行っております。

なお、前回までの累計実績数は、11,856世帯、27,649人となりました。今年度は、5月19日現在までの実績では、マイカーでの立ち入りが610世帯、1,474人の方が立ち入りを行っております。

東日本大震災に関連する災害弔慰金につきましては、平成23年度と平成24年度の合計で113件、337,500千円となりました。

今年度は、これまでに3件で10,000千円をお支払いしております。

また、双葉町内の放射線量については、町独自の測定結果を、福島県の放射線量集計システムを利用して引き続き公表を行っております。

今後も引き続き、各機関の測定結果並びに町独自の測定結果により町内の汚染状況の把握・公表に努めてまいりますので、今後も関係者各位のご協力をお願いするところであります。

これまで議論を続けてまいりました避難指示区域並びに警戒区域の見直しにつきましては、多くの意見要望をお聞きし、見直し案で避難指示解除準備区域となっておりました両竹・浜野両地区については、重ねて国の説明会が行われ、本町は苦渋の決断として、国に対し見直しに係る付帯条件を付けて受け入れを通知、去る5月7日公示、同月28日に警戒区域見直しが施行されております。

区域見直しの施行にあたり、国は防犯・防災対策のためのバリケード等の設置などを行い、原子力災害現地対策本部によって維持管理されております。

なお、双葉町内全域の避難指示区域は見直さずに事故後6年間は継続し、それ以降の見直しについては、関係自治体や住民等との協議により見直しを行うこととされたところであります。

これまでもご要望を頂いておりました帰還困難区域の通過については、目的が通院や通勤などに限定されますが、国道6号線、288号線を利用した通り抜けが認められる特別通過交通制度も6月17日から開始されております。

しかし、通過途中の町村においては、道路上でも依然として空間放射線量率は高い数値を示しており、影響を考慮した上で若年者の通過はご遠慮して頂きたいと関係者のご理解とご協力を引き続きお願いするものであります。

5月18日から5月26日にかけて、福島県内7カ所、福島県外4カ所の計11カ所で町政懇談会を実施し、分散避難している中700名の方にご出席をいただきました。今回の町政懇談会は、私が町長に就任して初めてであり、厳しい避難生活を強いられている中で、町民の皆様の率直なご意見をお伺いするために開催したものであります。今回の懇談会でまず町の方から、区域見直し、役場機能移転、双葉町復興まちづくり計画案の3点について説明し、町外コミュニティ、原子力損害賠償、除染、中間貯蔵施設、学校再開など町の復興に関わる重要な課題についてたくさんのご意見等をいただいたところです。ここで出された意見は、内部検討を行い、今後の施策に反映させるとともに、国に対しても強く要求してまいりたいと考えております。

双葉町復興まちづくり計画については、昨年7月から「双葉町復興まちづくり委員会」において熱心な審議が重ねられ、5月8日に三井所委員長から私宛に「双葉町復興まちづくり計画（第一次）案」の報告をいただきました。計画案の報告を受けて、5月18日から行われた町政懇談会において計画案を説明させていただくとともに、5月23日から5月末日にかけて書面による意見も募集したところ、多くの町民の皆さんから、計画案の評価の声や計画案に書かれた施策の実施に係る要望などのご意見をいただきました。これらの意見も踏まえ、委員会の計画案につきましては、町民の皆さんから概ねの御理解を得られたものと判断しましたので、委員会から報告された計画案のとおり、計画を決定することが適切と判断し、議会全員協議会においてその旨を報告させていただいた後、去る6月25日に「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を決定しました。

「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」は、町民一人一人の復興と町の復興を目指して、というタイトルにあるとおり、町民の皆さんの生活再建に対する支援を中心として、町民のきずなの維持・発展、ふるさとの荒廃を防ぎふるさとへの思いをつなぐ取組、そしてふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町を再興していく取組を整理して記載をしております。今後、復興まちづくり計画に基づき、町民一人一人の生活再建と町の復興に向けた取組を加速させてまいります

復興まちづくり計画の策定を受けて、計画に書かれた施策の推進方策や、双葉町の復興を巡る情勢の変化や町民意識の変化に沿った計画の在り方に関する意見を求めるため、町民の代表者・有識者から構成される「双葉町復興推進委員会」を設置します。今後、双葉町復興推進委員会の意見も聞きながら、復興まちづくり計画に書かれた施策について、当面の具体的な取組を定める事業計画の策定に取り組んでいくこととしております。

とりわけ、復興公営住宅の整備については、その早期整備を求める声が数多くあることを承知しておりますので、復興まちづくり計画に記載された、いわき市、郡山市、南相馬市を中心として、今後、国・県・受入自治体との協議を加速させてまいります。

原子力損害賠償については、昨年7月の新しい賠償基準の公表以降、双葉郡8町村が連携して、国・東京電力に対して、財物賠償の早期実施を求めてまいりました。5月7日に、国の原子力災害対策本部による警戒区域の見直しが決定されたことを受けて、宅地・建物の賠償手続きが始まっているところです。しかしながら、現在の財物賠償の基準では、町民の皆さんの生活再建には程遠いのが現状です。

今回の原子力損害の賠償指針を策定している、国の原子力損害賠償紛争審査会の能見（のうみ）会長以下委員及び国の担当者が、6月12日に双葉町を視察しました。視察において、地震・津波の被害もない建物が、管理不能に迫いやられているにも関わらず、築年数が古いという理由で低額の賠償額にとどまっている現状、また土地の賠償基準が、現在の、固定資産税評価額の1.43倍では、購入価格に満たないことや、避難先で新たな土地を買うには低すぎる現状などを説明し、賠償指針の見直しを強く訴えてまいりました。さらに、6月22日には、福島市にて開催された第32回原子力損害賠償紛争審査会において、他の双葉郡8町村の町村長とともに、審査会の委員に対して直接、意見陳述する機会を得ました。財物賠償の問題に加えて、現在の一人あたり月額10万円の精神的損害の見直し、家賃賠償の継続、事故後6年以降の賠償の取扱い、審査会への被害者代表の参画、原子力損害賠償紛争解決センターの体制の充実、消滅時効に対する法的担保の明示などを要求し、審査会の委員に対して、被害者の声を聞き、被害者の被害実態に沿った賠償の実現を求めてまいりました。審査会には、今回の現地視察及び被害町村の意見を踏まえて、被害者に寄り添った形で賠償指針の見直しがなされることを強く期待をしております。今後とも、福島県、双葉郡8町村など被害自治体と連携して、国と東京電力に対して、賠償基準の改善を求めてまいります。

また、双葉町においても、本請求をされていない未請求者が多くいらっしゃいます。さらに、避難生活に伴う精神的損害の取扱いや、土地・建物・家財の賠償など、賠償が本格化するにつれて、法律の専門家の支援が必要になると考えられます。そのため、こうした未請求者のほか請求手続きで課題を抱える町民を支援するため、双葉町弁護士との連携を引き続き図ってまいります。

こうした取組を通じて、原子力損害の完全賠償と町民の皆さんへの早期支払いを強く求めてまいります。

最後に本定例会に提案致しました、案件について申し上げます。

報告事項が1件、条例の一部改正が3件、平成25年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算（案）が2件、合わせて6つの案件となりますので、慎重なるご審議を頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告と致します。